

(仮称)中野区子どもの権利に関する条例の考え方(骨子)について

(仮称)中野区子どもの権利に関する条例の考え方(骨子)について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 条例の目的

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、区に関わるすべての人が子どもの権利の尊重の理念を共有し、それぞれの生活及び活動に生かすことにより、その権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進する。

2 条例の考え方(骨子)

別添のとおり

《主な項目》

1. 前文
2. 目的
3. 基本理念
4. 各主体の責務
5. 子どもの権利の保障
6. 子どもにやさしいまちづくり
7. 子ども施策の推進及び検証
8. 子どもの権利の相談及び救済

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年10月	第3回定例会に審議会条例を廃止する条例提案 条例の考え方の決定 意見交換会の実施
// 12月	条例案に盛り込むべき事項の決定 パブリック・コメント手続の実施
令和4年 2月	第1回定例会に条例提案

(仮称) 中野区子どもの権利に関する条例の考え方 (骨子)

この「条例の考え方 (骨子)」は、「条例の考え方」の取りまとめに当たり、その要旨となる事項を記載したものであり、具体的な表記等については、今後精査していく。

1. 前文

- 子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、権利が保障される。誰一人取り残すことなく、すべての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障する。
- 子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、「子どもにやさしいまち中野」をつくる。
- 大人は、子どもの意見を受け止め、子どもの立場に寄り添い、子どもにとって最も善いことを一緒に考える。
- 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を定める。

2. 目的

- 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、区に関わるすべての人が子どもの権利の尊重の理念を共有し、それぞれの生活及び活動に生かすことにより、その権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進する。

3. 基本理念

- 子どもは、その命が守られ、心身及び尊厳が傷つけられることなく、愛情及び理解をもって育まれる。
- 子どもは、その意見、考え及び思いを表明することができ、自己に関する事項についてその意見等が尊重される。
- 子どもに関するあらゆる事項について、子どもにとって最善の利益が優先して考慮される。
- 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、誰一人取り残されることなくその権利が保障される。

4. 各主体の責務

【①区の責務】

- あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進する。
- 関係機関等と連携・協力し、それらの活動を支援する。
- 国、東京都等に対し、必要な協力を要請し、働きかけを行う。
- 子どもの権利の尊重の理念が普及し、子ども及び区民等が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、普及啓発を行う。

【②区民の責務】

- 子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう努める。
- 地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努める。
- 区等と連携し、子どもの権利についての普及に努める。

【③育ち学ぶ施設及び団体の責務】

- それぞれの施設及び団体の活動において、子どもの権利を保障するよう努める。
- 子どもの権利を保障するため、区や区民と連携及び協力するよう努める。

【④事業者の責務】

- 従業員等が、子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努める。
- 自らの事業が子どもの権利の侵害につながらないよう適切な配慮を行うよう努める。
- 区、区民等と連携及び協力し、その事業として子どもの権利を保障するための活動を推進するよう努める。

5. 子どもの権利の保障

【①あらゆる場面における権利の保障】

- 身体的又は精神的な暴力を受けないこと。
- 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- 自らの意見等を表明し、それが尊重されること。
- 学び、休息し、遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。
- 子どもであることを理由とした不当な扱いを受けないこと。
- 個人として尊重され、自己に関することを知ること。
- 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。
- 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。

【②家庭における権利の保障】

- 家庭的な環境の中で、愛情を受けて育つこと。
- 家庭において、子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。

【③育ち学ぶ施設及び団体における権利の保障】

- 安全で安心できる環境の下で、学び、成長すること。
- 一人ひとりの個性が尊重され、差別をされないこと。
- いじめ、体罰を受けないこと。
- 個人に関する情報について、その意思に反して又は正当な目的の範囲を超えて利用又は提供されないこと。

【④地域社会における権利の保障】

- 安全で安心できる環境の下で生活すること。
- 地域の活動、まちづくり等に参加し、自己の意見等を表明すること。
- 休息し、若しくは遊ぶことができ、又は一人若しくは集団で活動することができる居場所を利用すること。

6. 子どもにやさしいまちづくり

【①意見を表明する機会の確保】

- 区は、子どもが自らの意見等を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努める。
- 区、区民及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努める。
- 子どもの意見等を求めるため、子ども会議を開催する。子ども会議から提出された意見等について、区は、これを尊重するよう努める。

【②虐待、体罰等の防止】

- 区は、関係機関と連携し、子どもに対する虐待、体罰等の予防及び早期の発見等に取り組む。

【③いじめ、貧困の防止】

- 区、育ち学ぶ施設、保護者、区民等は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう取り組む。
- 区は、保護者、育ち学ぶ施設等と連携して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組む。

【④居場所づくり等】

- 区、育ち学ぶ施設等は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組む。
- 区は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う育ち学ぶ施設等と連携を図り、支援を行う。

- 区、育ち学ぶ施設等は、居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるよう努める。
- 区、保護者、育ち学ぶ施設等は、子どもが家庭及び社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、有害又は危険な環境及び情報から子どもを保護するよう努める。

7. 子ども施策の推進及び検証

- 区は、子ども施策を推進するための基本となる計画を策定する。
- 子どもの権利の保障に関して、推進計画及び子ども施策を検証するため、区長の附属機関として、(仮称)中野区子どもの権利委員会を置く。
- 権利委員会は、推進計画及び子ども施策等について、調査審議し、意見を述べる。
- 区は、推進計画や子ども施策について、推進体制を整備する。

8. 子どもの権利の相談及び救済

- 子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図るため、区長の附属機関として、(仮称)中野区子どもの権利救済委員を置く。
- 救済委員は、主に次に掲げる事項を所掌する。
 - ・権利侵害及び子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
 - ・権利侵害及び子どもの権利の保障についての必要な調査及び調整をすること。
 - ・権利侵害からの救済のため、関係者に対する要請をすること。
 - ・権利侵害を防ぎ、又は子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
- 区は、救済委員から要請及び意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。